

報 道 資 料

平成18年6月26日

奈良市・奈良県・大阪府・生駒市産業廃棄物合同監視活動の実施について

府県境を越えて広域に移動する産業廃棄物の不法投棄等の未然防止及び適正処理を指導するため、近畿管内の府県においては平成13年度から、奈良市においては平成17年度から、県境合同監視活動を実施しているところですが、環境月間の施策の一環として、奈良県及び大阪府・生駒市と「産業廃棄物合同監視活動」を下記のとおり実施する予定ですのでお知らせします。

記

1 実施日時

平成18年6月28日(水) 午後2時から午後4時までの間(小雨決行)

取材される場合には、午後1時45分までに現地に集合願います。

豪雨の場合は、6月30日(金)に順延の予定です。

なお、実施の有無については、
奈良市企画部産業廃棄物対策課 0742-34-4592
に確認してください。

2 実施場所

生駒市北田原町623番地の1

別紙「奈良県・大阪府・生駒市・奈良市との合同監視活動場所」のとおり

3 実施機関

- (1) 奈良県 廃棄物対策課、産業廃棄物監視センター、税務課、奈良県税務事務所、郡山保健所
- (2) 環境省 近畿地方環境事務所
- (3) 大阪府 産業廃棄物指導課
- (4) 生駒市 生活環境部環境事業課
- (5) 奈良市 企画部産業廃棄物対策課

4 協力機関

奈良県警察本部 生活安全部 生活環境課 生駒警察署

5 実施要領

産業廃棄物の積載車両について、産業廃棄物の排出元や最終処分方法等の聞き取り調査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導する。また、硫酸ピッチは不正軽油の製造過程において排出されることから、悪質業者の撲滅を図るため、自動車燃料の採油調査も合わせて実施する。

6 啓発資料

(1) 廃棄物対策課関係

チラシ(不法投棄・野焼ダメ、不法投棄ホットライン0120-999-381)

(2) 税務課関係

チラシ(ストップ不正経由)

チラシ(不正軽油に対する罰則強化あらまし)

タオル(ストップ不正経由、不正軽油ホットライン0742-27-8371)

(事務担当)

奈良市企画部産業廃棄物対策課

電話：0742-34-1111

(内線 2240、2241)